

青森市立佃小学校いじめ防止基本方針

H26.2.14策定

H29.2.6改訂

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え方

教育の目的は、一人一人の人格の完成を目指し、国家・社会の形成者として育成することである。義務教育の役割は、個性を伸ばし、その可能性を開花させること、そして、どのような道に進んでも、個人として自立し、自らの人生を幸せに送ることができるよう、生涯にわたる学習の基盤を培う観点に立ち、「生きる力」を育むことである。「よく学びよく遊び、心身ともに健やかに育つ」ために、一人一人の心に寄り添って指導できる教師がいて、保護者や地域との信頼関係に基づいた生き生きと活気あふれる学校で子どもたちは育まれる。

昨今、意地悪や嫌がらせを通り越した冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、脅しや暴力行為に及ぶいじめなどが増加している。いじめをきっかけとして深く傷つき悩み不登校になってしまった事案に加え、いじめを背景とした自らの命を絶つという痛ましい事件までも生じている。学校だけでは対応が困難な事案も増加している現状であり、いじめの問題への対応は学校としての大きな課題である。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨とし、日常の指導体制を定め、すべての教職員が組織的・計画的にいじめに取り組む学校体制を構築し、いじめ防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

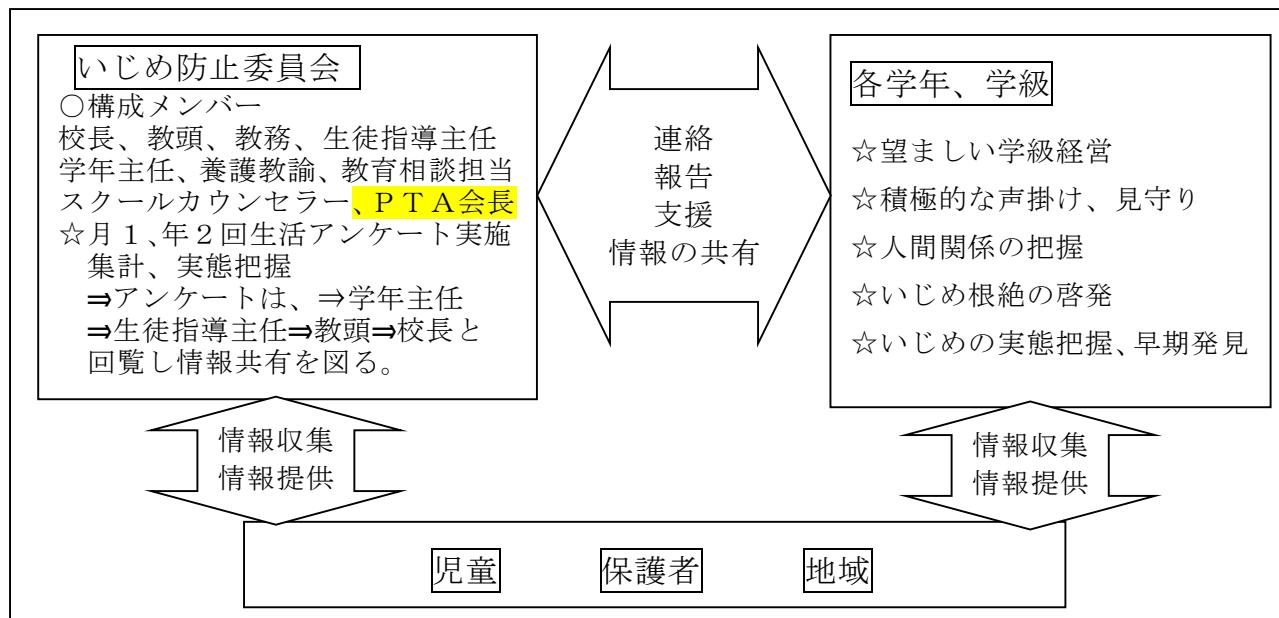
いじめとは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であっていじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめが行われた場所や時間は、学校や教育活動の内外を問わない。

また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形成的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

さらに、いじめに関わる人間関係は、「被害者」「加害者」の関係だけでなく「観衆」「傍観者」も含まれる。

3 校内体制について

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織



4 いじめの未然防止について

いじめを未然に防止するために

<児童に対して>

○コミュニケーションをとる

- ・子どもと一緒に過ごす時間を確保し、心を理解し、孤独感を与えない。
- ・学級の中に居場所を作り、存在感を味わわせる。

○意欲をもたせる

- ・前向きな姿勢になれるように成就感を味わわせる。
- ・できたことを認め、ほめる。

○社会的能力を育てる。

- ・自分の気持ちを伝え、相手の話を聞く力を育てる。
- ・相手の立場や気持ちを思いやる気持ちを育てる。
- ・社会におけるルールを守る力を育てる。
- ・問題を解決する力を育てる。

<教員に対して>

○望ましい雰囲気をつくる。

- ・教師と子ども、子どもと子どもの望ましい人間関係づくりに努める。(学級経営の充実)
- ・生命尊重、人間尊重、個性尊重の精神の育成などに努める。
- ・授業改善に向け、授業参観の視点を明らかにするとともに、全ての教員がお互いの授業を参観し合い、協議する機会を位置づける。
- ・児童の居場所づくり、絆づくりに向けて、社会体験や交流体験の機会を位置づける。
- ・長期休業明けの道徳や特別活動等の時間に、いじめ防止等に関わる価値項目や内容項目等を重点的に学習できるよう、年間計画に位置づける。

○共同指導体制をつくる。

- ・休み時間等に巡回する。
- ・各分掌の役割と責任を明確にする。
- ・養護教諭の積極的な位置付けをする。
- ・生徒指導研修会を実施する。
- ・教師間の情報交換をする。
- ・日常的ないじめに関わる教師の共同体制をとる。 等

<保護者に対して>

○信頼関係づくりに努める。

- ・安心して相談できる信頼関係をつくる。
- ・日頃から情報交換に努める。
- ・早い時期に、懇談会や面談など保護者との情報交換や意見交換の場を設ける。

<児童の取組み>

○いじめ防止の啓発

- ・児童会活動などで全校がなかよく活動できる行事を企画・運営する。
- ・リトルJUMPチームの活動を通して、いじめをしない、許さないことを全校に呼びかける。

※いじめは絶対に許されない行為であることを徹底させる。

5 いじめの早期発見について

いじめを早期発見するために

→児童との信頼関係を築く。何でも話せる学級の雰囲気を作る。

○日常的な子どもの観察、児童理解

《学校でのいじめのサイン》を見逃さない

- ・隣りに誰も行きたがらない。
- ・急に遅刻、早退が多くなる。
- ・休み時間などに一人で黙々としている。
- ・持ち物がなくなる。
- ・机やノートに落書きされる。
- ・周囲があだ名で呼ぶ。
- ・授業中、誤答に対して皮肉、笑い声が起こる。
- ・注意された子に、クラスの視線が集中する。等

《子どもの実態把握》に努める

- ・いじめアンケート調査（学校生活アンケート）等を実施する。
- ・日常的に児童の生活を把握するための生活（健康）アンケートや定期的な個人面談を位置付ける。
- ・個人面談を実施する。
- ・日常観察をしっかりする。
- ・日記等に目を通す。
- ・心理テスト等を実施する。

○教職員の共通理解、協力体制、情報交換

- ・全ての教職員がいじめに対して共通の理解を持ち、そのための取り組みに対して共通の認識をもつことができるワークショップ等を取り入れた校内研修会を位置付ける。
→常に教職員同士が歩調を合わせて動けるようにする。

《教師間の情報交換》に努める

- ・日常的な情報交換を実施する。
- ・職員会議で情報交換をしたり、学年会、生徒指導部会で話題に取り上げたりする。
- ・保健室や相談室、部活動顧問からの情報交換や連絡を密にする。

※「けんか」や「ふざけ」として見逃さないようにする。

○家庭・地域との連絡を密にし、情報交換

- ・児童の些細な変化に気付くよう、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や地域住民から通学時等の様子を伝えてもらえる体制を構築する。
→家庭との信頼関係を築く。

《家庭や地域でのいじめのサイン》を見逃さない

- | | |
|---------------|--------------|
| ・登校を渋る。 | ・外に出たがらない。 |
| ・転校をしたいと言いだす。 | ・囮まれている。 |
| ・友達や先生を批判する。 | ・おごらされている。 |
| ・感情の起伏が激しくなる。 | ・荷物を持たされている。 |
| ・服が汚れている。 | ・学校の話をしなくなる。 |
| ・体に傷がある。 | 等 |

※いじめに対するアンテナを張り巡らし早期発見に努める。

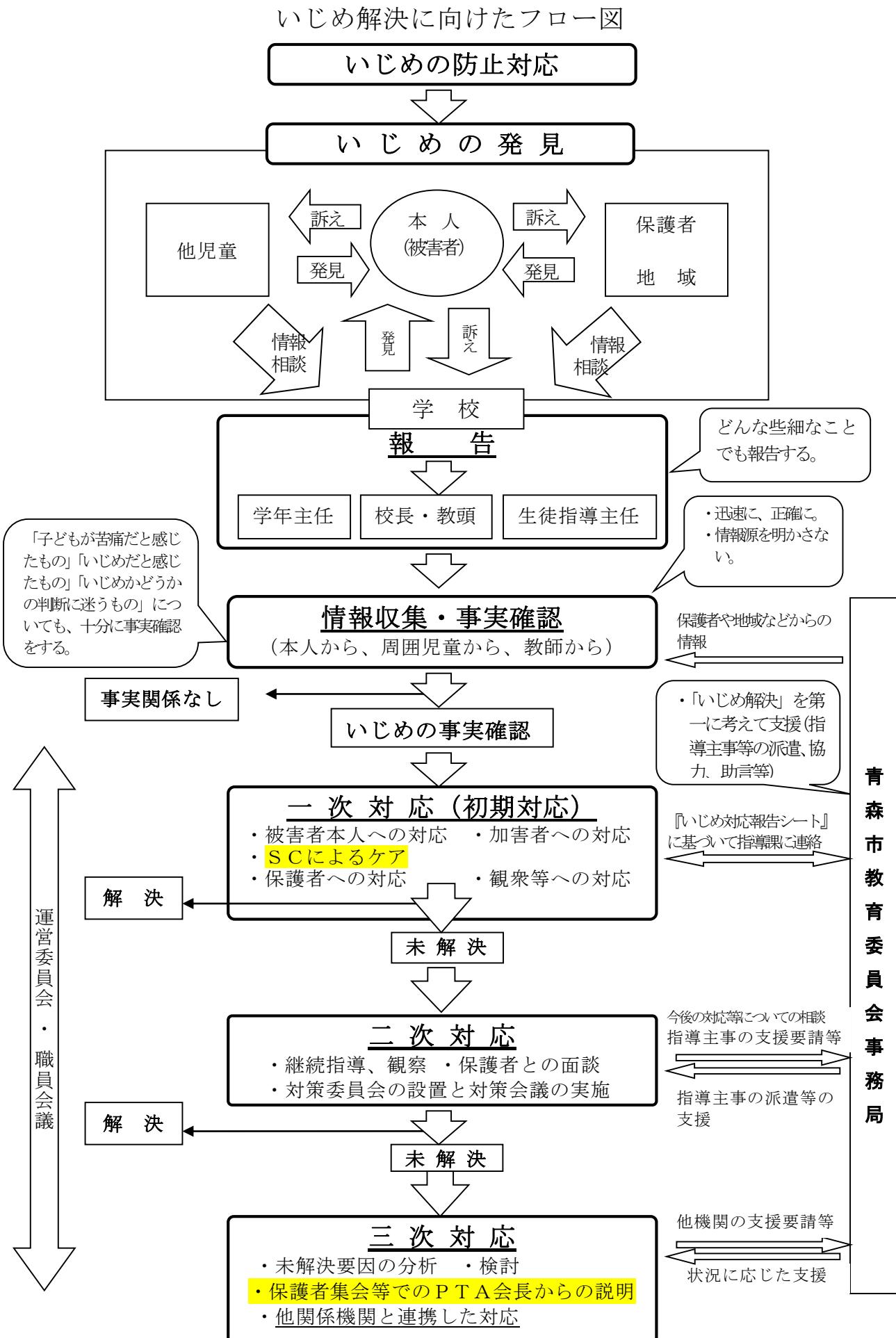
6 いじめの組織的な対応の中核となる人材と報告について

○いじめ防止推進教師を配置し、情報を集約し、分析する体制を構築する。

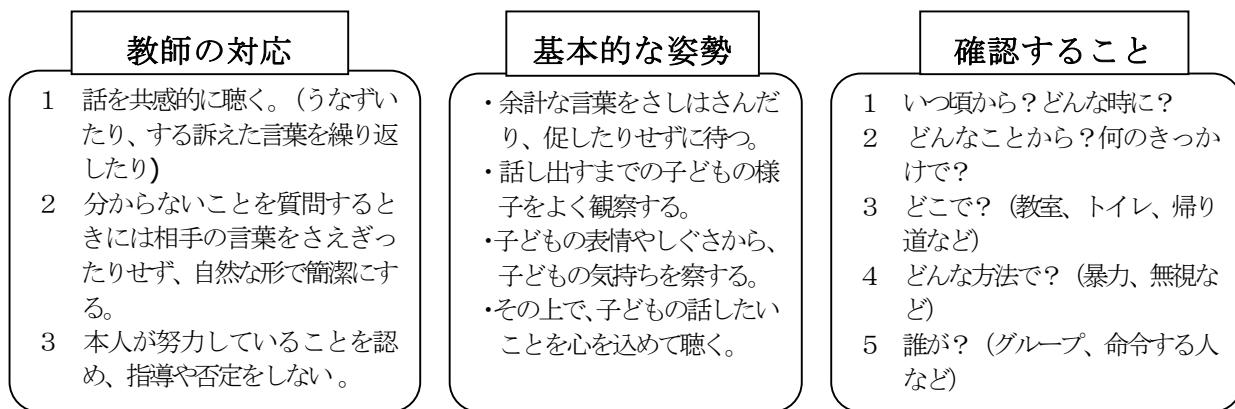
○いじめを認知した場合の報告

- ・いじめの認知及び初期対応後に「いじめ対応シート」を提出する。
- ・毎月末に取りまとめて、翌月5日までに「(月例) いじめの状況報告書」を提出する。
- ・重大事態が起きた場合の対応については、国が示したフロー図に従い、市教育委員会に速やかに報告し、連携して対応する。

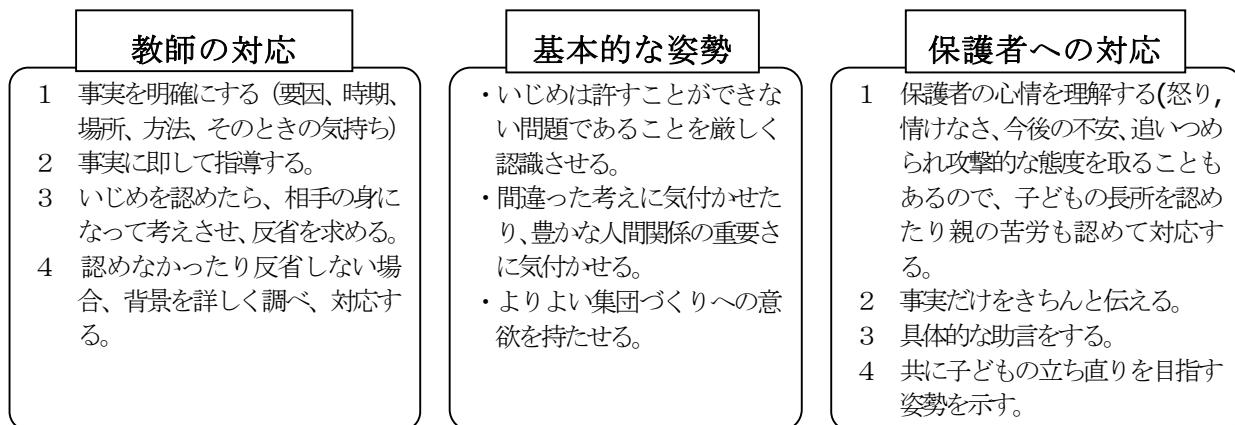
7 解決に向けた対応について



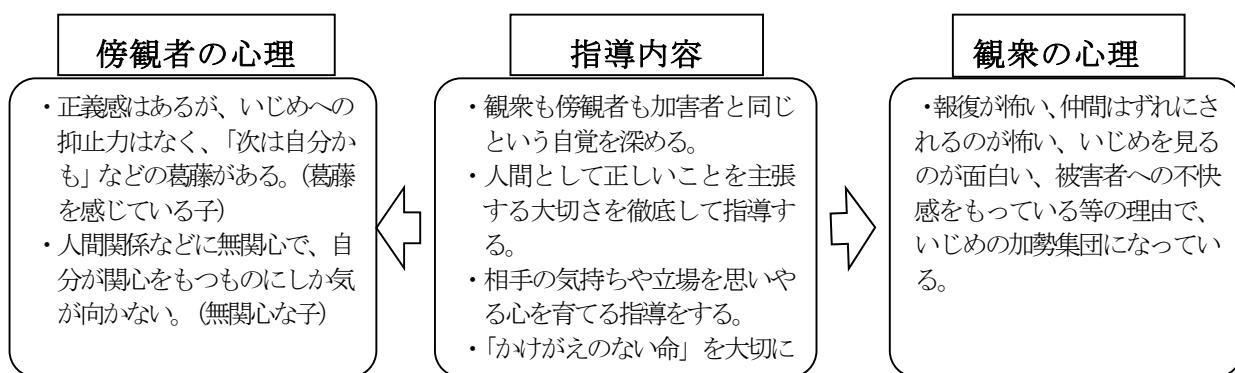
○被害者への対応 「つらい気持ちを理解する」



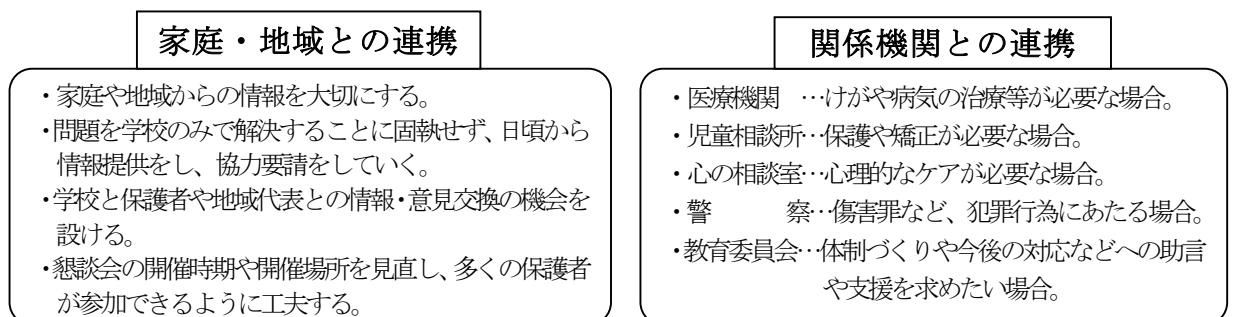
○加害者への対応 「いじめを許さない」



○観衆・傍観者への対応 「観衆・傍観者も加害者と同じ」



○家庭・地域や関係機関との連携 「情報連携から行動連携へ」



8 重大事態への対応について

重大事態対応のフロー図

いじめの疑いに関する情報

- いじめ対策推進基本法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を青森市教育委員会に報告。

重大事態の発生

- 青森市教育委員会に重大事態の発生を報告（※青森市教育委員会から青森市長に報告）
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合）
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

青森市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

青森市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料に再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を青森市教育委員会に報告（※青森市教育委員会から青森市長に報告）

- ※ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

青森市教育委員会が調査主体の場合

● 青森市教育委員会の指示のもと、資料の提供など、調査に協力

9 評価

いじめ問題に対する学校の取組に関する評価の方法は、別紙の様式を用いて、個人ごとに行いそれを学年ブロックで集計・評価・反省をし、次の取組に生かすようにする。

さらに、年度末には全学年ブロックを集計・評価・反省をし次年度の取組に生かす。

いじめ問題への取組のチェックポイント

青森市立佃小学校

評価方法（A…そう思う B…どちらかというとそう思う C…どちらかというとそう思わない D…そう思わない）

項目	番号	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	評 値
指 導 体 制	1	いじめの問題の重要性を全教職員が認識し、校長を中心に、一致協力体制を確立して実践にあたっているか。	
	2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
	3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。	
教 育 指 導	4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。	
	5	学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
	6	道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。	
	7	学級活動や児童・生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。	
	8	児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。	
	9	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。	
	10	いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応を行うこととしているか。	
	11	いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。	
	12	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。	

早期発見・早期対応	13	教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。	
	14	児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。	
	15	いじめの把握にあたっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。	
	16	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。	
	17	いじめについて訴えなどがあったときには、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。	
	18	いじめの問題解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力をを行っているか。	
	19	校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。	
	20	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。	
	21	教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等、学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。	
	22	児童生徒等の個人情報の取り扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。	
家庭・地域社会と連携	23	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努めているか。	
	24	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。	
	25	いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。	
	26	P T A や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。	

別紙1

いじめ対応報告シート

学校名	青森市立 佃小 学校
提出日	令和 年 月 日

(1) いじめの当事者	いじめを受けた児童生徒	児童生徒	年	組	性別		家庭への連絡	済	(2) いじめの発見方法	①定期的な調査等	
		フリガナ								未	②本人の申告
	氏名					未				③他者からの情報提供	
いじめを行った児童生徒	※氏名、学年、組、性別を記入(例:〇〇〇〇、3-1、男)						家庭への連絡	済		④家庭からの情報提供	
										未	⑤観察
(3) いじめの概要	(4) いじめの態様(複数回答可)									⑥その他	
		a. 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。							()		
		b. 仲間はずれ、集団による無視をされる。									
		c. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。									
		d. ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。									
		e. 金品をたかられる。									
		f. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。									
		g. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。									
		h. パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。									
		i. その他									
(5) 学校側の対応											
備考											